

愛知県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書

1 業務委託名

愛知県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託

2 業務の目的

本業務は、県営住宅の滞納家賃等債権のうち、退去者に係る滞納家賃等債権について、専門的なノウハウを有する民間事業者等に回収業務を委託することにより、負担の公平性の確保と滞納家賃等残高の縮減を図ることを目的とする。

3 受託の条件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の各号に掲げる、県営住宅家賃等の収納事務を委託することができる者としての基準は以下のとおりとする。

- ア 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- イ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

4 業務内容

（1）委託する債権の範囲

委託する債権の範囲は、令和 7 年 9 月末日以前に県営住宅の家賃等を支払わずに退去した入居者の滞納家賃等とする。

また、業務委託開始後に新たに発生する債権については、適宜、受託者へ委託を行うものとする。

ただし、次のアからエに該当する債権は除くものとする。

- ア 破産、免責となった滞納者に係る債権
- イ 受刑中である滞納者に係る債権
- ウ 分割納付中又は支払方法等について相談中である債権
- エ その他、愛知県（以下「県」という。）が自ら督促を行うことが適当と判断した債権

なお、業務受託後、上記の項目に該当すると受託者が判断した債権については、受託者は速やかに県にその旨を報告する。

また、委託開始後契約期間中に新たに発生した滞納家賃等については、県で対象債権とするか判断した後、受託者へ委託する。

（2）受託業務

次のアからエまでの業務を委託することとし、実施の手段・方法については、受託者の提

案に委ねるものとする。

ア 回収業務

債務者に対し、文書、電話等により催告を行い、滞納家賃等の回収を行うこと。

居所が判明している債務者については契約期間内に1回以上催告を行うこと。

イ 居所等調査業務

居所が明らかでなく上記の業務が実施できない債務者については、居所等の所在調査を実施すること。なお、この調査業務により生ずる費用については、受託者が負担すること。

ウ 収納業務

債務者等からの入金については、受託者は、銀行口座を開設し、その口座へ一旦集金し、県が発行する納入通知書により納付すること。

なお、現金等を振り込むまでの受託者の保管において、盗難等の事故があった場合、受託者が賠償すること。

また、委託した債権で債務者等が直接県に対して納付した場合は、県が事実を確認した時点で速やかに受託業者に情報を提供する。

契約期間満了時に受託者変更等により納付先が変更となった場合にも、債務者に混乱させない措置を取ることにする。

エ 報告業務

(ア) 定期報告

毎月末時点において、次の内容の記載された報告書を指定する日までに県に提出すること。

a 債務者ごとの入金状況（委託費の額の積算を含む）

b 債務者ごとの対応状況（債務者とのトラブル・苦情等の発生状況を含む。）

(イ) 適時報告

次の一に該当する場合には速やかに県へ報告すること。

a 委託した債権が、上記（1）アからエに記載された委託除外債権に該当すると判断した場合

b その他、債務者の状況等について、県が個別に照会した場合

(ウ) その他の報告

- ・居所等調査業務により居所等が判明した場合には、契約期間満了時に報告すること。
- ・受託した債権の債務者毎に、契約期間内に対応した状況の経過を契約期間満了時に報告すること。

(エ) 証拠書類の保管

受託者は証拠書類を整理し、契約終了日から5年間保管するものとする。

(オ) 各情報の取扱い

県が受けた報告は、次の委託先に開示することがある。

5 契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

6 費用

(1) 委託費の積算

委託費は、本業務の遂行により県に納付された額に、成功報酬の割合を乗じて積算した額（円未満切り捨て）とする。

なお、この成功報酬の割合は40%を超えないこととする。

また、契約期間中、債務者が県に直接入金した場合や県が発行した納入通知書により入金した場合は、受託者の成功報酬に含むものとする。

(2) 委託費の支払方法

委託費の支払いは、県が契約書に基づく適法な請求書を受領した日から30日以内に受託者指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

7 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が本業務を遂行するにあたって、県が提供する債務者の個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

(1) 債務者の基本情報

債務者が居住していた県営住宅名、街区棟号、氏名、生年月日、退去日、移転先（判明している場合）、滞納月数、滞納金額

(2) その他

受託者が行う督促が円滑に進められるよう、受託者から上記以外の情報提供を求められた場合には、県は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者は、県から提供された債務者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「愛知県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行わなければならない。

9 業務改善指示

県は、3（2）エ（ア）に定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

10 契約の解除

県は、受託者が前項に定められた業務改善指示に従わない場合及び7に定められた個人情報

の取扱いに違反した場合においては、受託者の同意を得ず、契約を解除することがある。